

洪水に関する避難確保計画

【施設名： 】

令和 年 月 日作成

(令和 年 月 日改訂)

目 次

町に提出して頂く様式

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の適用範囲	1	
3	防災体制	2	様式 2
	防災体制一覧表	3	別紙 1
	関係機関緊急連絡先	4	別紙 2
4	情報収集・伝達	5	様式 3
5	避難誘導	6	様式 4
	施設周辺の避難経路図	7	別紙 3
6	避難の確保を図るための施設の整備	8	様式 5
7	防災教育及び訓練の実施	9	様式 6
8	自衛水防組織の業務に関する事項	10	様式 7

※自衛水防組織を設置する場合のみ作成(別添要領、別表 1・2 含む)

個人情報等を含むため適切に管理 ※提出は不要

9	防災教育及び訓練の年間計画作成例	11	様式 8
10	施設利用者緊急連絡先一覧表	12	様式 9
11	緊急連絡網	13	様式 10
12	対応別避難誘導方法一覧表	14	様式 11

別添	「自衛水防組織活動要領(案)」	15	} ※自衛水防組織を設置する場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	16	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	16	

1 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に定める「避難確保計画」に適合するものであり、洪水からの円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

なお計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を町へ提出するものとし、必要に応じこれを更新し、重要部分において変更があった場合は、町へ再提出する。

2 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

	平日		休日	
	日中	夜間	日中	夜間
利用者	約 名	約 名	約 名	約 名
施設職員	約 名	約 名	約 名	約 名

3 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
- 洪水注意報発表 〇〇川氾濫注意情報発表	注意体制確立	気象情報、水位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
- 洪水警報発表 〇〇川氾濫警戒情報発表 - 避難準備・高齢者等避難開始の発令	警戒体制確立	気象情報、水位情報等の情報収集 使用する資器材の準備 利用者家族への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 外来診療中止の表示	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員
- 避難準備・高齢者等避難開始の発令 〇〇川氾濫危険情報発表 - 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令	非常体制確立	避難誘導 避難完了	避難誘導要員 全職員

防災体制一覧表

管理権限者（ ）（代行者 ）		
情報収集 伝達班	担当者	役 割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・事務員 名 ・ ・ ・	☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導 班	担当者	役 割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・事務員 名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認
() 班	担当者	役 割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・	☐ ☐

関係機関緊急連絡先

	機関名	電話番号	FAX 番号	備考
防災行政機関	那智勝浦町防災対策室	0735-29-7121	0735-52-6543	
	那智勝浦町福祉課			
	那智勝浦町消防本部			
協力機関	〇〇地区			
	〇〇病院			
ライフライン	那智勝浦町水道事業所			
	〇〇電力			
	〇〇ガス			

4 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト等）、緊急速報メール、防災行政無線、町防災情報メール
洪水予報・河川水位	テレビ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（那智勝浦町ホームページ）、緊急速報メール、町メール配信サービス

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、津波注意報等の情報を施設内関係者間で共有する。

5 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

洪水の浸水想定を鑑み、避難場所は下記(3) 避難場所及び避難誘導の「避難場所」のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、施設内での安全確保を図るものとする。

【本施設における洪水の想定】

想定最大規模降雨 による洪水想定	対象河川	本施設で想定される浸水の高さ
	〇〇川	〇階までの浸水

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙2 避難場所への避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難場所及び避難誘導

避難場所及び避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所		() m	☐ 徒歩 ☐ 車両 ☐ その他()
施設内での安全確保	〇階〇〇室		

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水浸水想定図の想定浸水域及び浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

6 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覽

備 蓄 品	
施設設備	☐ 自家発電機 ☐ 燃料
情報収集・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ タブレット ☐ ファックス ☐ ノートPC ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー
避難誘導	☐ 名簿（従業員、施設利用者） ☐ 案内旗 ☐ タブレット ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯用拡声器 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池 ☐ ライフジャケット ☐ 蛍光塗料 ☐ 車イス
施設内の一時避難	☐ 水（1人あたり____ℓ） ☐ 食料（1人あたり____食分） ☐ 寝具・防寒具
要配慮物品	☐ おむつ・おしりふき ☐ おやつ ☐ おんぶひも ☐ 医薬品・常備薬
その他	☐ ウェットティッシュ ☐ ゴミ袋 ☐ タオル ☐ カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）

浸水を防ぐための対策	
☐ 土嚢 ☐ 止水板	
☐ その他（　　　　　　　）	

7 防災教育及び訓練の実施

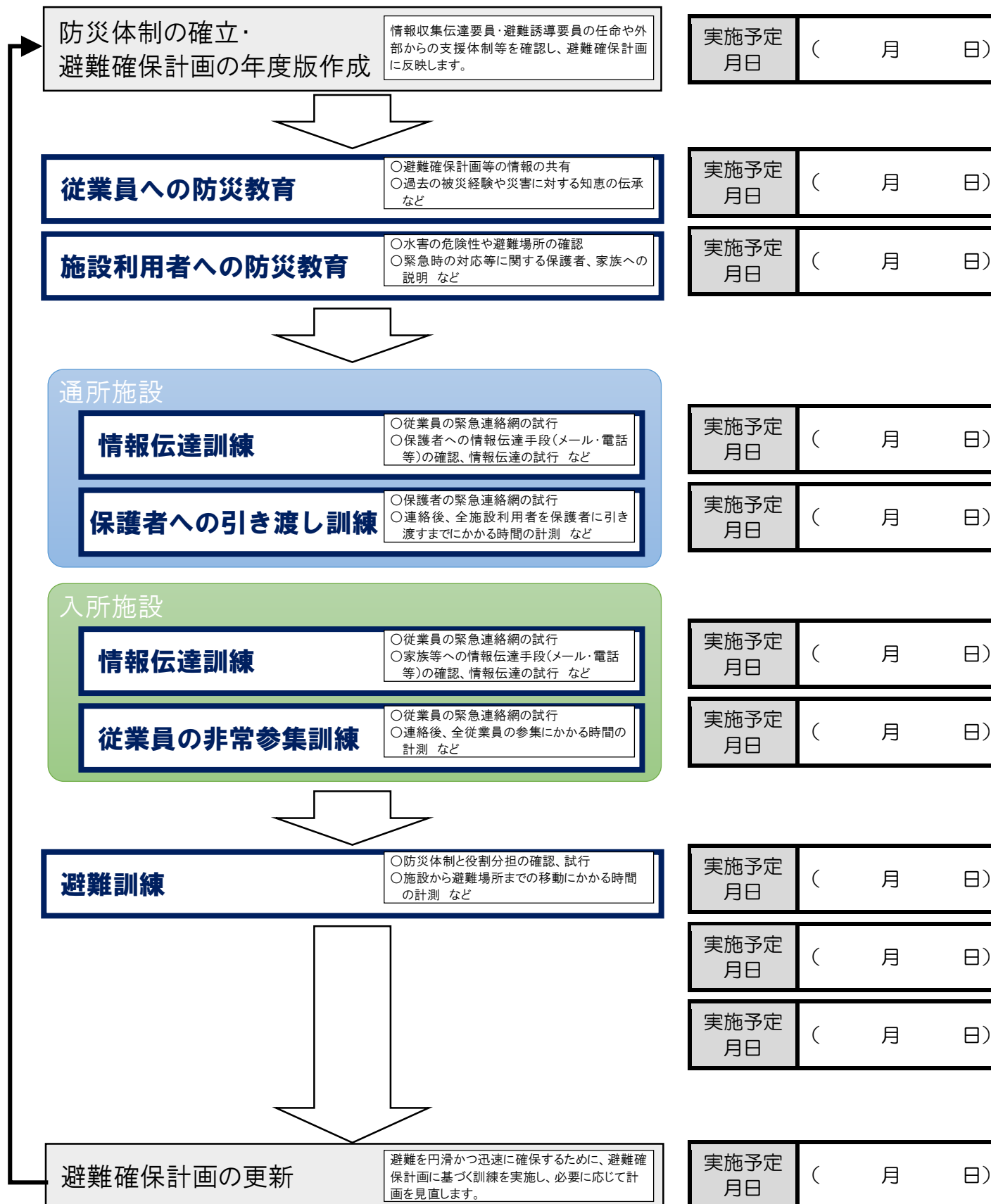
- ・ 毎年〇月に新規職員採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年〇月に全従業員を対象として、情報収集・伝達および避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・ その他、年間の教育及び訓練計画を毎年〇月に作成する。
等

8 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 7 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

9 防災教育及び訓練の年間計画作成例



様式 9

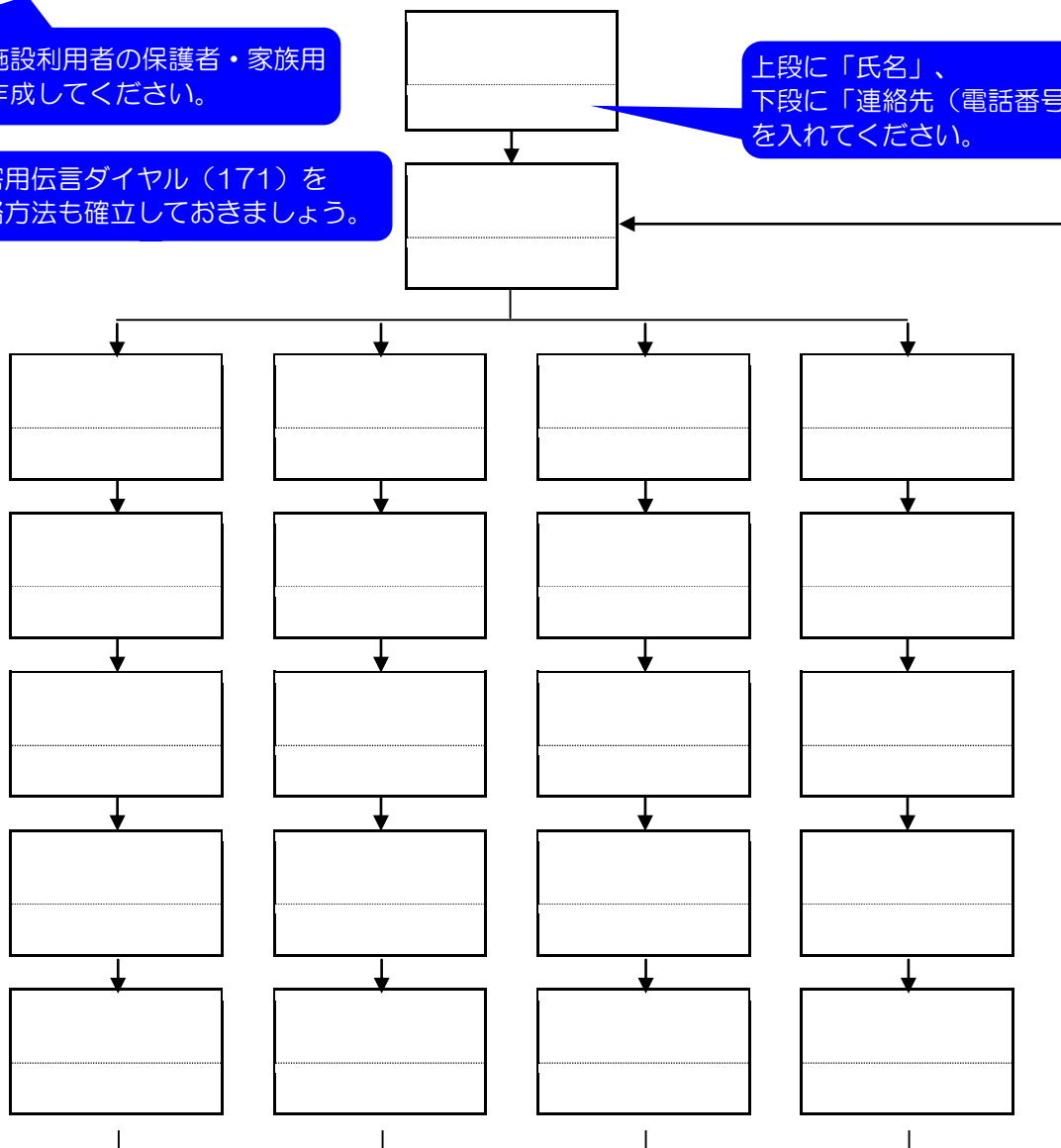
-12-

11 緊急連絡網

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう。



様式 11

該当番号を記入

1.単独歩行が可能 2.介助が必要 3.車いすを使用 4.ストレッチャーや担架が必要 5.そのほか
そのほかの対応
6.自宅に帰宅 7.病院に搬送 8.そのほか

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1） 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2） 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1） 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2） 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3） 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1） 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2） 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料